

国税通則法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(納税の猶予の期間)

第十三条 省 略

2 法第四十六条第一項に規定する政令で定める期間は、次に掲げる国税の区分に応じ当該各号に定める期間以内の期間とする。

一 省 略

二 次条第二項第一号に掲げる法人税 その事業年度の法人税法第七十四条第一項（確定申告）、第八十九条（退職年金等積立金に係る確定申告）（同法第四百四十五条の十三（申告及び納付）において準用する場合を含む。）又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）の規定による申告書の提出期限までの期間

三・四 省 略

(納税証明書の交付の請求等)

第四十一条 法第二百二十三条第一項（納税証明書の交付等）に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 所得税又は法人税に関する次に掲げる金額で申告又は更正若しくは決定に係るもの（これらの額がないことを含む。）

イ 省 略

ロ 法人の各事業年度の所得の金額及び退職年金等積立金の額並びに各対象会計年度（法人税法第十五条の二（対象会計年度の意義）に規定する対象会計年度をいう。）の同法第八十二条の四第一項（課税標準）に規定する課税標準国際最低課税額、同法第八十二条の十二第一項（課税標準）に規定する内国法人に係る課税標準国際最低課税残余额、同法第八十二条の二十第一項（課税標準）に規定する内国法人に係る課税標準国際最低課税額、同法第四百四十五条の三第一項（課税標準）に規定する外国法人に係る課税標準国際最低課税残余额及び同法第四百四十五条の七第一項（課税標準）に規定する外国法人に係る課税標準国際最低課税額

(納税の猶予の期間)

第十三条 同 上

2 同 上

一 同 上

二 次条第二項第一号に掲げる法人税 その事業年度の法人税法第七十四条第一項（確定申告）、第八十九条（退職年金等積立金に係る確定申告）（同法第四百四十五条の五（申告及び納付）において準用する場合を含む。）又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）の規定による申告書の提出期限までの期間

三・四 同 上

(納税証明書の交付の請求等)

第四十一条 同 上

一・二 同 上

三 同 上

イ 同 上

ロ 法人の各事業年度の所得の金額及び退職年金等積立金の額並びに各対象会計年度（法人税法第十五条の二（対象会計年度の意義）に規定する対象会計年度をいう。）の同法第八十二条の四第一項（課税標準）に規定する課税標準国際最低課税額

四六省略
256

附則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

四六同上
256